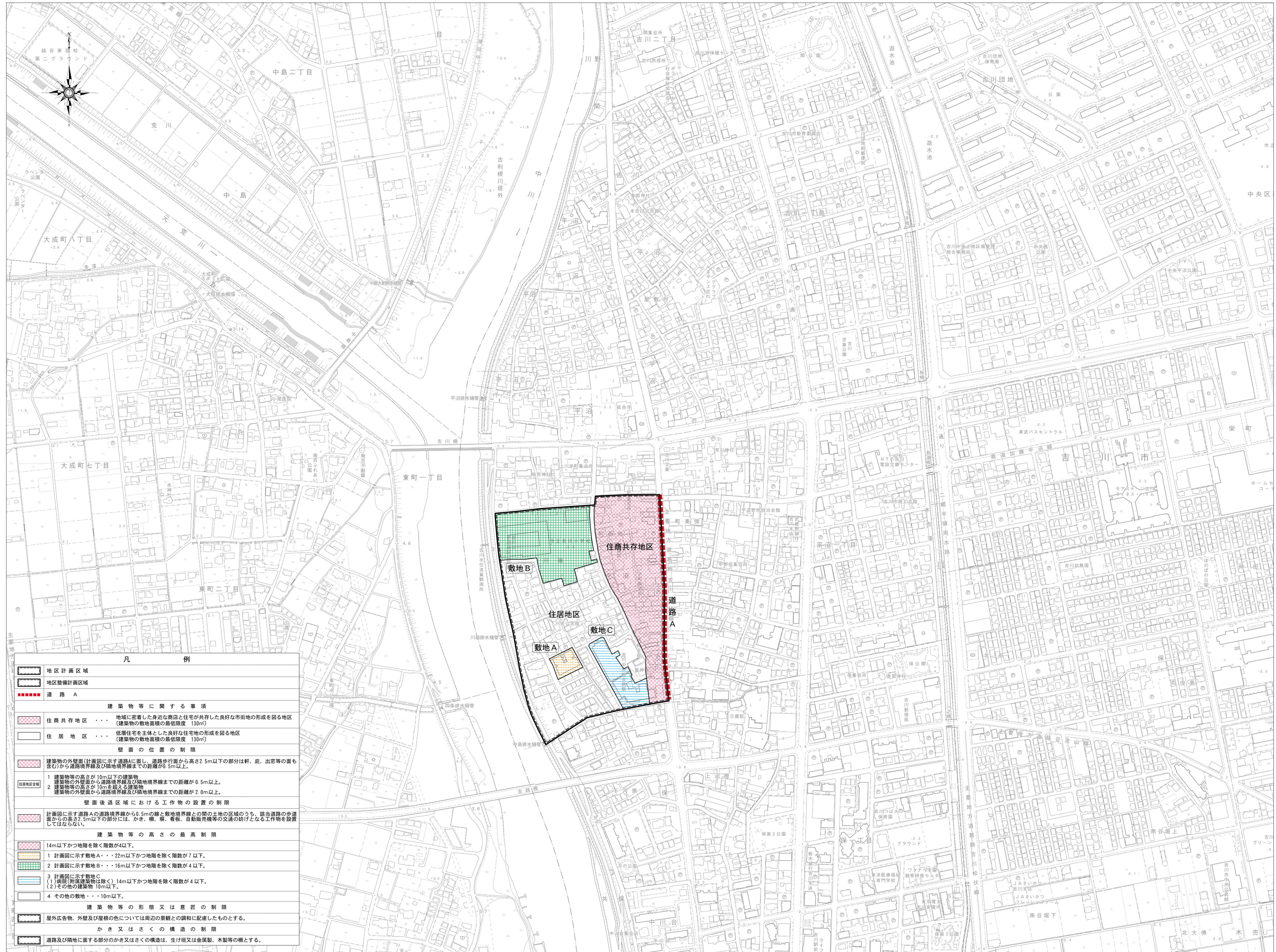


地区整備計画図



凡例

	地区計画区域
	地区整備計画区域
	道路 A
	住商共存地区
	住居地区
	敷地 B
	敷地 C
	敷地 A

建築物等に関する事項

住商共存地区・・・地域に密着した身近な商店と住宅が共存した良好な市街地の形成を図る地区
 (建築物の敷地面積の最低限度 130㎡)

住居地区・・・低層住宅を主体とした良好な住宅地の形成を図る地区
 (建築物の敷地面積の最低限度 130㎡)

壁面の位置の制限

建築物の外壁面(計画図に示す道路Aに面し、道路歩道から高さ2.5m以下の部分は軒、庇、出窓等の面も含む)から道路境界線及び隣地境界線までの距離が0.5m以上。

壁面後退区域における工作物の設置の制限

計画図に示す道路Aの道路境界線から0.5mの線と敷地境界線との間の土地の区域のうち、該当道路の歩道幅からの高さ2.5m以下の部分には、かき、欄、柵、看板、自動販売機等の交通の妨げとなる工作物を設置してはならない。

建築物等の高さの最高制限

14m以下かつ地階を除く階数が4以下。

1 計画図に示す敷地A・・・22m以下かつ地階を除く階数が7以下。

2 計画図に示す敷地B・・・16m以下かつ地階を除く階数が4以下。

3 計画図に示す敷地C
 (1) 原則(計画建築物は除く)14m以下かつ地階を除く階数が4以下。
 (2) その他の建築物 10m以下。

4 その他の敷地・・・10m以下。

建築物等の形態又は意匠の制限

屋外広告物、外壁及び屋根の色については周辺の景観との調和に配慮したものとする。

かき又はさくの構造の制限

道路及び隣地に関する部分のかき又はさくの構造は、生け垣又は金属製、木製の柵とする。